

訪問看護ステーションときめき 指定訪問看護事業運営規程

（事業の目的）

第1条 土岐市が設置し、指定管理者岐阜県厚生農業協同組合連合会が運営する、岐阜県厚生農業協同組合連合会東濃中部医療センター 土岐市訪問看護ステーションときめき（以下「本事業所」という。）において実施する指定訪問看護の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護の円滑な運営管理を図る。またステーションの看護師が、要介護状態にあり、かかりつけ医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して利用者の意思及び人権を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保する事を目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 本事業所が実施する指定訪問看護は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 指定訪問看護の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。
 - 5 本事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 6 指定訪問看護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
 - 7 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者への情報提供を行うものとする。
 - 8 前7項のほか、「岐阜県指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年12月26日条例第77号）に定める内容を遵守するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 指定訪問看護の事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

（1）名 称 岐阜県厚生農業協同組合連合会 東濃中部医療センター

土岐市訪問看護

ステーションときめき

（2）所在地 岐阜県土岐市土岐津町土岐口 703-24

(従事者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業所における従事者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者：看護師1名（常勤職員）看護師業務と兼務

管理者は主治医の指示書及び居宅介護サービス計画（以下「ケアプラン」という。）に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう管理・統括し、本事業所従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 看護師：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5名以上（内、常勤職員2名以上）
非常勤職員1名以上

看護師は主治医の指示書とケアプランに沿って指定訪問看護計画書を作成し（准看護師を除く）利用者に提供する。当該計画に基づき指定訪問看護を提供し、実施事項等を訪問看護報告書として作成する。

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：適当数 病院業務と兼務

看護師の代わりに看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する

(4) 事務職員：1名

必要な事務を行う。

(5) その他必要な職員：適当数配置

訪問看護の範疇でサービスを提供する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間：午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) サービス提供時間：午前9時から午後5時までとする。

(4) 365日24時間常時電話等による連絡・相談などが可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制とする。

(指定訪問看護の内容)

第6条 本事業所で行う指定訪問看護は利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に挙げる事業を行う。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導

- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

2

(1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明と当該計画書の交付を行うものとする。

計画書には利用者の希望、主治医の指示書及びケアプランに沿って、心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービス内容を記載する。

- (2) 指定訪問看護計画書に基づく指定訪問看護
- (3) 訪問看護報告書の作成
- (4) 主治医等関係者への情報提供
- (5) 必要に応じて保健医療福祉サービスと連携
(利用料等)

第7条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)によるものとし、当該指定訪問看護が法廷代理受領サービスであるときは、利用料として一部の支払いを受けるものとする。

- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車等を使用した場合の交通費は別途定める支払額の支払いを利用者又は家族から受けるものとする。

自動車を使用した場合の交通費は次の額とする。

- (1) 事業所から片道5km未満 220円
 - (2) 事業所から片道5km以上～10km未満 330円
 - (3) 事業所から片道10km未満～15km未満 440円
 - (4) 事業所から片道15km以上 550円
- 3 前項2の利用料等の支払いを受けたときは、利用者または家族に対し、利用料と指定訪問看護とは別の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 4 指定訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又は家族に対し、利用料ならびに内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける事とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の指定訪問看護の実施地域は、土岐市内全域 ただし、これ以外は相談に応じる。

(緊急時における対応方法)

第9条 指定訪問看護の実施中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊

急搬送などの必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者等に連絡をするとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理等)

第 10 条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のために対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(苦情処理)

第 11 条 指定訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 苦情受付相談窓口を設置し必要な措置を講じ、利用者及び家族に説明をする。苦情処理の内容を記録し、職員に周知するとともに再発防止に向けて役立てる。

苦情相談窓口 管理者：松井 あけみ

連絡先 (0572)54-1032

利用時間 平日：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

- 3 本事業所は、提供した指定訪問看護に関し、法 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 本事業所は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 12 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止する為次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事が出

来るものとする。)

を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止の為の指針の整備

(3) 虐待を防止する為の定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
- 3 指定訪問看護の提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束」という。)を行ってはならないものとする。
- 4 身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(業務継続計画の策定)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期業務再開を図る為の計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第14条 本事業所は、従事者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修：採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修：年6回

- 2 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- 4 本事業所の従事者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせないものとする。
- 5 事業所は、適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の職業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要

な措置を講じるものとする。

- 6 本事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項の外、運営に関する事項は本事業者と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 8 本事業所は、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則

この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。